

○内閣府
厚生労働省 令第 号

会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第七十号）及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）並びに新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律（令和三年法律第四十六号）の一部の施行に伴い、並びに労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第四十九条第一項第五号、第五十四条の二、第五十四条の四第一項第二号及び第五十四条の五第三項並びに協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成五年法律第四十四号）第九条第一項第八号及び第四十条第四項並びに同項において準用する会社法（平成十七年法律第八十六号）第三百二十五条の四第二項第三号及び第三百二十五条の五第三項の規定に基づき、労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和四年 月 日

内閣総理大臣 岸田 文雄

厚生労働大臣 後藤 茂之

労働金庫法施行規則及び労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部を改正する命令

(労働金庫法施行規則の一部改正)

第一条 労働金庫法施行規則（昭和五十七年 大蔵省 令第一号）の一部を次のように改正する。
労働省

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定と記号により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

<p style="text-align: center;">改正後</p>	<p style="text-align: center;">(計算書類等の会員への提供) 第三十二条 「略」</p> <p>〔2・3 略〕</p> <p>4 提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第一条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。以下同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。</p> <p>〔5〕7 略〕</p> <p style="text-align: center;">(招集の決定事項)</p>
<p style="text-align: center;">改正前</p>	<p style="text-align: center;">(計算書類等の会員への提供) 第三十二条 「同上」</p> <p>〔2・3 同上〕</p> <p>4 提供計算書類に表示すべき事項（注記に係るものに限る。）に係る情報を、通常総会に係る招集通知を発出する時から通常総会の日から三月を経過する日までの間、継続して電磁的方法により会員が提供を受けることができる状態に置く措置（第一条第一項第一号口に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置（公衆の用に供する電気通信回線に接続することにより、その記録媒体のうち自動公衆送信の用に供する部分に記録され、又は当該装置に入力される情報を自動公衆送信する機能を有する装置をいう。次項並びに第三十八条の五第一項及び第二項において同じ。）を使用する方法によつて行われるものに限る。第七項において同じ。）をとる場合における第二項の規定の適用については、当該事項につき同項各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める方法により会員に対して提供したものとみなす。ただし、この項の措置をとる旨の定款の定めがある場合に限る。</p> <p>〔5〕7 同上〕</p> <p style="text-align: center;">(招集の決定事項)</p>

第三十八条 法第四十九条第一項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

「一・二 略」

三 法第四十九条第一項第三号又は第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にロからニまで及びへに掲げる事項についての定めがある場合又はこれらの事項の決定を理事に委任する旨を決定した場合における当該事項を除く。）

「イ〜へ 略」

ト 総会参考書類に記載すべき事項のうち、法第五十四条の五第三項の規定による定款の定めに基づき同条第二項の規定により交付する書面（第四十条の四において「電子提供措置事項記載書面」という。）に記載しないものとする事項

四 法第四十九条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイからハまでに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第四十九条第三項の承諾をした会員の請求があつた時に当該会員に対して法第四十九条の二第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。ハ及び第三十八条の四において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第四十九条の二第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 「略」

ハ 電子提供措置（法第五十四条の二に規定する電子提供措置

第三十八条 「同上」

「一・二 同上」

三 「同上」

「イ〜へ 同上」

「号の細分を加える。」

四 法第四十九条第一項第三号及び第四号に掲げる事項を定めたときは、次に掲げる事項（定款にイ又はロに掲げる事項についての定めがある場合における当該事項を除く。）

イ 法第四十九条第三項の承諾をした会員の請求があつた時に当該会員に対して法第四十九条の二第一項の規定による議決権行使書面（同項に規定する議決権行使書面をいう。第三十八条の四において同じ。）の交付（当該交付に代えて行う法第四十九条の二第二項の規定による電磁的方法による提供を含む。）をすることとするときは、その旨

ロ 「同上」

「号の細分を加える。」

をいう。以下同じ。)をとる旨の定款の定めがある場合において、法第四十九条第三項の承諾をした会員の請求があつた時に議決権行使書面に記載すべき事項(当該会員に係る事項に限る。第三十八条の四第三項において同じ。)に係る情報について電子提供措置をとることとするときは、その旨

五 「略」

(議決権行使書面)

第三十八条の四 「略」

2 「略」

3 第三十八条第四号ハに掲げる事項についての定めがある場合には、金庫は、法第四十九条第三項の承諾をした会員の請求があつた時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該会員に対して、法第五十四条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4・5 「略」

(電子提供措置)

第四十条の二 法第五十四条の二に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、第一条第一項第一号ロに掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

五 「同上」

(議決権行使書面)

第三十八条の四 「同上」

2 「同上」

「項を加える。」

3・4 「同上」

「条を加える。」

(電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項)

第四十条の三 法第五十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令

・厚生労働省令で定める事項は、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによつて当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報内容を記録することができるものその他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。

(電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項)

第四十条の四 法第五十四条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)

イ 議案

ロ 総会参考書類に記載すべき事項(イに掲げるものを除く。)

一)につき電子提供措置事項記載書面に記載しないことについて監事が異議を述べている場合における当該事項

二 計算書類に記載され、又は記録された事項(注記に係るものに限る。)

「条を加える。」

「条を加える。」

2 前項第二号に掲げる事項の全部又は一部を電子提供措置事項記載書面に記載しない場合において、監事又は会計監査人が、電子提供措置事項記載書面に記載された事項（計算書類に記載され、又は記録された事項に限る。）が監査報告又は会計監査報告を作成するに際して監査をした計算書類に記載され、又は記録された事項の一部である旨を会員（電子提供措置事項記載書面の交付を受ける会員に限る。以下この項において同じ。）に対して通知すべきことを理事に請求したときは、理事は、その旨を会員に対して通知しなければならない。

備考 表中の「」の記載は注記である。

(労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部改正)

第二条 労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令（平成六年^{大蔵省}労働省^{令第一号}）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)</p> <p>第五条 法第九条第一項第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>一 「略」</p> <p>二 電子提供措置（法第四十条第四項に規定する電子提供措置をいう。以下同じ。）をとる旨の定款の定めがあるときは、その規定</p> <p>三 定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前二号に掲げる事項を除く。）であつて、当該金庫に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項</p> <p>(議決権行使書面)</p> <p>第二十一条 「略」</p> <p>2 「略」</p> <p>3 電子提供措置をとる旨の定款の定めがある場合において、書面による招集通知の発出に代えて電磁的方法により通知を発することについての承諾をした優先出資者の請求があつた時に議決権行使書面に記載すべき事項（当該優先出資者に係る事項に限る。以下この項において同じ。）に係る情報について電子提供措置をと</p>	<p>(申込みをしようとする者に対して通知すべき事項)</p> <p>第五条 「同上」</p> <p>一 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p> <p>二 定款に定められた事項（法第九条第一項第一号から第七号まで及び前号に掲げる事項を除く。）であつて、当該金庫に対して募集優先出資（法第六条第一項に規定する募集優先出資をいう。第七条第二項第二号において同じ。）の引受けの申込みをしようとする者が当該者に対して通知することを請求した事項</p> <p>(議決権行使書面)</p> <p>第二十一条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p>

ることとする旨の定めがあるときは、金庫は、当該承諾をした優先出資者の請求があつた時に、議決権行使書面に記載すべき事項に係る情報について電子提供措置をとらなければならない。ただし、当該優先出資者に対して、法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の三第二項の規定による議決権行使書面の交付をする場合は、この限りでない。

4・5 「略」

(電子提供措置)

第二十二條の二 法第四十条第四項に規定する主務省令で定めるものは、第二十五条第一項第一号に掲げる方法のうち、インターネットに接続された自動公衆送信装置を使用するものによる措置とする。

(電子提供措置をとる場合における招集通知の記載事項)

第二十二條の三 法第四十条第四項において準用する会社法第三百二十五条の四第二項第三号に規定する主務省令で定める事項は、電子提供措置をとるために使用する自動公衆送信装置のうち当該電子提供措置をとるための用に供する部分をインターネットにおいて識別するための文字、記号その他の符号又はこれらの結合であつて、情報の提供を受ける者がその使用に係る電子計算機に入力することによって当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録することができるものその

3・4 「同上」

「条を加える。」

「条を加える。」

他の当該者が当該情報の内容を閲覧し、当該電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録するために必要な事項とする。

(電子提供措置事項記載書面に記載することを要しない事項)

第二十二條の四 法第四十條第四項において準用する会社法第三百二十五條の五第三項に規定する主務省令で定めるものは、優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(次に掲げるものを除く。)とする。

一 議案

二 優先出資者総会参考書類に記載すべき事項(前号に掲げるものを除く。)につき法第四十條第四項において準用する会社法第三百二十五條の五第三項の規定による定款の定めに基づき同條第二項の規定により交付する書面に記載しないことについて監事が異議を述べている場合における当該事項

「条を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

(施行期日)

1 この命令は、会社法の一部を改正する法律附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日（令和四年九月一日）から施行する。

(労働金庫及び労働金庫連合会の優先出資に関する命令の一部改正に伴う経過措置)

2 この命令の施行の日前に協同組織金融機関の優先出資に関する法律第六条第一項に規定する募集事項の決定があつた場合におけるその募集に応じて募集優先出資の引受けの申込みをしようとする者に対して通知すべき事項については、なお従前の例による。